

山梨県公報

第千三百八十一号

平成十五年

五月十二日

月 曜 日

目次

告示

平成十五年度における山梨県立八ヶ岳牧場の放牧面積、開閉期日及び放牧頭数	三〇三
県代行市町村道改築工事の完了	三〇三
道路の区域変更(四件)	三〇三
道路の供用開始	三〇四
公告	三〇四
特定非営利活動法人の設立の認証申請	三〇五
一般競争入札について	三〇五
落札者等の決定について	三〇六
その他	三〇七
落札者等の決定について	三〇七
正誤	三〇七
平成十五年四月二十四日付け第千三百七十七号中	三〇七

告示

山梨県告示第千二百八十三号

山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第三十二号)第七条の規定により、平成十五年度における山梨県立八ヶ岳牧場の牛以外の家畜に係る開閉期日及び放牧頭数を次のとおり告示する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 放牧面積

四百六十ヘクタール以内

二 開閉期日

開牧日 平成十五年五月十二日

閉牧日 平成十五年十月二十二日

三 放牧頭数

一日につき五百頭以内

山梨県告示第千二百八十四号

過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
三〇六号線	北巨摩郡明野村大字小笠原字山神平三六〇番の二地先から北巨摩郡明野村大字小笠原字大内窪三三四二番の二地先まで	改築	平成十五年五月十三日

山梨県告示第千二百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 野田尻四方津停車場線

三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二九五番の二地先から	北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二九五番の一〇地先まで	旧	八・〇	一一八・〇
北都留郡上野原町大字野田尻字長峯二九六		新	一一・〇	二〇四・〇

七番の一一地先から
北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二
九五三番の一〇地先まで

六一・〇

山梨県告示第二百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡上野原町大字野田尻字熊ノ久保二 九二八番の二地先から 北都留郡上野原町大字野田尻字寺久保八〇 八番の三地先まで	一一・〇 七五・〇	九・〇 二五・〇		一一三・〇 二二六・〇

山梨県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十五年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 十谷鬼島線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡鯨沢町大字鳥屋字ナギキヤアラ七 五七番の九地先から 南巨摩郡鯨沢町大字鳥屋字ナギキヤアラ七 四一番の一地先まで	一〇・〇 三七・七	七・〇 三四・八		二八五・〇 二八五・〇

山梨県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字上八木沢字鯨原五四七 番の五地先から 南巨摩郡身延町大字上八木沢字川向四九九 番地先まで	二七・八 六五・〇	一六・五 三九・〇		一九七・〇 一九七・〇

山梨県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年六月二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字牛池三八七八番の三地先から 塩山市大字牛奥字牛池三八二一番地先まで	一三五・〇	平成十五年 五月十五日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 愛 ホームサークル
 - 2 代表者の氏名 市川三千雄
 - 3 主たる事務所の所在地 南アルプス市西南湖一七八八番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象にして、環境の保全に関する事業及び福祉に関する事業を行い、高齢者、心身障害者等社会的弱者をはじめとして、それらを含むすべての人々が人間としての尊厳を保たれ、また自己実現にむけて心身ともにいきいきと生活できる地域社会作りと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年四月二十八日から同年六月二十八日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 役務の名称及び数量
山梨県総合的行政文書管理システム詳細設計・開発業務 一式
 - 2 役務の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期間
契約日の翌日から平成十六年三月三十一日まで
 - 4 履行場所
山梨県総務部私学文書課及び知事が指定する場所
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成十五年度における物品等の特定調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 国、都道府県又は政令指定都市において、総合的な行政文書管理事務（電子決裁機能を含む文書のライフサイクル及び情報公開制度等を対象とした事務）の分野におけるウェブ方式のシステム開発実績があること。
 - 3 当該調達役務に関する経験が豊富であり、かつ同種のシステム開発経験のある技術者を専任で従事させることができること。
 - 4 当該調達役務に関し、システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを適正に行えること。
 - 5 この公告に示す役務を確実に履行できると知事が判断した者であること。
 - 6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
 - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 山梨県総務部

- 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札説明会の日時及び場所
平成十五年五月二十日午後一時三十分 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）第二南別館二階二〇三会議室
 - 4 入札及び開札の日時及び場所
平成十五年六月二十四日午後一時三十分 山梨県庁（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）北別館四階マルチメディアルーム
 - 5 郵送による入札書の受領期限
平成十五年六月二十三日午後四時三十分
 - 6 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、開札時に入札参加資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において資格審査が開札日時までに終了しなかった者又は資格を有すると認められなかった者が行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し価格又はその他の点に関し明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 7 落札者の決定方法
規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 四
その他
- 1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金

- 3 免除
契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、二の1から6までに係る証明書及び入札説明書に示す書類を平成十五年六月三日午後四時三十分までに三の1の場所に提出しなければならない。
 - 5 契約書作成の要否
要
 - 6 その他
詳細は、入札説明書による。
- Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be required
Detailed design and development of comprehensive official documentation management system for Yamanaishi Prefectural Government, 1 set
 - 2 Date and time for tender
1:30PM June 24th, 2003
 - 3 Bureau in charge
Private Schools, Documents and Legislation Division, General Affairs Department, Yamanaishi Prefectural Government, 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi
Yamanaishi-ken 400-8501 Japan TEL:055-223-1412
- 落札者等の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十五年五月十二日
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
県政だより「ふれあい」平成十五年五月号から翌年四月号まで 一号につき三十一万八千部
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
 - 三 落札者を決定した日

- 平成十五年四月三日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社内田印刷所 甲府市中央二丁目十番十八号
- 五 落札金額
二千四百九十四万二千三百三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十五年二月十三日

そ の 他

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年五月十二日

山梨県立図書館長

日 向 敏 彦

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県立図書館電算システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県立図書館資料情報課 山梨県甲府市丸の内二丁目三十三番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
一億二千五百五十九万八百十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成十五年四月二十四日山梨県公安委員会規則第六号（警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止・制限に関する規則の一部を改正する規則）				
二六三	下	終わりから一三	掲げる	掲げる

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番